経済産業局及び都道府県からの特商法関連の要望一覧

平成27年3月
消費者庁取引対策課

分類		要望内容	要望元
訪問販売	1	高齢者に対する不招請勧誘の禁止の規定について検討してほしい。	静岡県
	2	招請による訪問販売契約は現在法第26条5項1号で適用除外となっているが、威迫困惑等の禁止行為が見られる場合には法を適用できるよう、除外対象項目を限定してほしい。	愛媛県
	3	招請による訪問販売は現在法第26条5項1号で適用除外となっているが、招請であることを主張し適用を免れようとする事業者がいるため、招請となる範囲を明確化するなどの検討をしてほしい。	長崎県
	4	法第26条第5項第2号及び施行令第8条3号（前1年間に1回(店舗販売事業者）または2回（無店舗販売事業者）の取引があった場合は訪問販売規制の適用除外）を悪用した適用逃れが行われないよう、方策を検討してほしい。	茨城県、広島県
	5	消費者が自ら販売車を呼び止め商品を選択するといった「移動販売」について、「訪問販売」に該当するかどうか対応が難しいため、対象取引を明確化してほしい。	佐賀県
	6	法第26条第5項第2号の「店舗販売事業者」「無店舗販売事業者」の解釈をより明確化してほしい。	中部局
	7	訪問販売事業者の中には、適用除外となる法第26条第1項第1号の規定（「営業のために若しくは営業として締結するもの」）を逆手取り、故意に自営業者や中小企業を狙って販売する悪質な事例が増加している（例えば消火器の販売等）。上記適用除外については、法解釈によるものではなく、法律で明確に位置付けてほしい。	京都府
	8	アポイントメントセールスの誘引方法（施行令第1条）に、ＳＮＳを追加してほしい。	北海道、鹿児島県
	9	アポイントメントセールスの誘引方法（施行令第1条）に、新聞、雑誌、フリーペーパー等の広告を追加してほしい。	鹿児島県
	10	アポイントメントセールスの誘引方法については、電話等が限定列挙されているが、対面での説明で呼び出される場合についても、販売目的を告げられず、または著しく有利な条件で呼び出される状況が同じであれば、誘引方法に追加してほしい。	東京都
	11	営業所等以外の場所で呼び止めた後、２、３日後に店舗に出向き契約させられるケースもあるため、このようなケースもキャッチセールスに該当するようにしてほしい。	北海道
電話勧誘販売	12	電話勧誘における不招請勧誘に対する規制について検討してほしい。	新潟県
	13	広告を見て事業者に電話連絡し、その電話で事業者から、不実告知、重要事項不告知、困惑させるような勧誘があり契約した場合を、「電話勧誘販売」の定義の中に追加してほしい。	東京都
	14	電話勧誘販売において過量販売解除の規定を新設することを検討してほしい。	東京都
通信販売	15	広告内容が虚偽であった場合の取消権を設定してほしい。	静岡県
特定継続的役務提供	16	今後、新たな役務提供契約による被害が増加することを考慮して、特商法の規制対象となる「継続的役務提供」について、対象を拡大する方向で検討してほしい。可能ならば、特定の役務を限定列挙するのではなく、原則としてすべての継続的役務提供を対象とできないか。	東京都
	17	特定継続的役務の「いわゆるエステティック」に、「美容医療」を含めてほしい。	東京都
	18	育毛・増毛サービス、エステに該当しないマッサージ、除雪・排雪サービスを特定継続的役務に追加してほしい。	北海道、長崎県
	19	契約の相手方に交付する書面について、省令第5条第3号のような特約に関する基準（法令に違反する特約が定められていないこと）を設けてほしい。	栃木県
	20	対象となる役務を種類ごとに定めるのではなく、一定の基準（２月を超えるものかつ５万円を超えるもの等）を満たすものは全て対象と出来るようにしてほしい。	栃木県
訪問購入	21	クーリング・オフ期間内は、事業者が当該物品（消費者が売った物）を保管し、確実に消費者に返還出来るような仕組みを構築してほしい。	栃木県
	22	自動車を適用対象にしてほしい。	北海道

執行関係	23	事業者の本社所在地を管轄する経産局長にも調査･処分権限を行使できるよう施行令第19条及び第20条を改正してほしい。	北海道局、東北局、関東局、四国局
	24	各都道府県の住民が当該都道府県以外の区域で法違反の疑いのある勧誘、契約行為を受けた場合であっても、消費者保護及び被害拡大防止の観点から、当該都道府県知事が調査及び処分を行えるようにしてほしい。	埼玉県
	25	業務停止の行政処分を都道府県レベルで行った場合、近隣の都道府県で営業活動を続けることができてしまうため、行政処分が有効となる範囲を広げてほしい。	長崎県
	26	立入検査拒否を防止するための方策を強化してほしい。	関東局、中部局、中国局、沖縄局、埼玉県、神奈川県、静岡県、沖縄県
	27	外観調査時の不法侵入容疑や第三者照会の強制力における情報収集力不足への対応の方策を検討してほしい。	近畿局
	28	報告徴収･立入検査の対象となる「密接関係者」（法第66条第2項）の範囲を拡大してほしい。	関東局、静岡県
	29	機動的な法執行に資するため、法第６６条第１項及び第２項に基づく報告徴収により報告を命ずることができる事項（施行令第17条及び17条の2）について、限定されている範囲を拡大若しくは撤廃してほしい。	奈良県
	30	訪問販売事業者等についての調査･照会を官公署に依頼する根拠規定を設けてほしい。例えば、法第６６条３項に「公的機関及びそれに準ずる機関（運輸支局（軽自動車検査協会も含む。）、社会保険事務所、労働基準監督署、税務署など）に対し、販売業者を特定するために必要な情報の提供について、協力を求めることができる。」などの根拠規定を設けてほしい。	茨城県、埼玉県、広島県
	31	社名を変えて違反行為を繰り返す事業者に対処するため、代表者や役員に対する処分等を検討してほしい。	関東局、中部局、近畿局、中国局、九州局、栃木県、愛知県、広島県、長崎県
	32	消費者に対して直接勧誘行為や契約の締結を行った当事者以外の者であっても、商取引行為の一部を担っていたと認定した場合には処分対象とし、処分規定を設けてほしい。	静岡県
	33	事業者の転送先の電話番号を電気通信事業者に回答してもらえるよう、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」（総務省）の運用を変更してほしい。	東北局
	34	指示処分を行った際の公表をできるとする規定を法定してほしい。	埼玉県
	35	威迫困惑とまでは言えない悪質な迷惑勧誘や、判断力不足便乗等の行為も「禁止行為」に追加して、直罰規定を設けてほしい。 たとえば、消費者が帰ってと言っても帰らず、長時間勧誘を行う事例や認知症の高齢者に対し、その資産を全額消費されるほど繰り返し売買契約を締結させている事例など悪質な行為には直罰規定を設けてほしい。	北海道、東京都、広島県
	36	国と自治体が共通の事業者に対して共同処分を実施する場合、最終的な処分は国（全国に権限が及ぶため）で行うよう規定し、処分の一元化を図って欲しい。	長崎県
	37	行政処分の根拠となる証言を行った消費者を支援する仕組みを創設してほしい。	東京都
	38	PIO-NET情報をリアルタイムに分析できるよう、システムの構築等を行ってほしい。	九州局
その他	39	CO_2排出権や海外の地上権等指定権利には含まれない事例への対処を検討してほしい。 指定権利制を廃止し、原則としてすべての権利を適用対象としてほしい。	新潟県、茨城県、東京都、長崎県
	40	高齢者についてはより長期間のクーリング･オフ期間を設けるなど、高齢者がトラブルの生じやすい取引方法による被害に遭わないよう、規定を設けることを検討してほしい。	広島県
	41	特商法第２６条の適用除外規定を見直し、電気通信事業者が提供する全ての事業を特商法の適用対象にしてほしい。	新潟県、埼玉県、静岡県、島根県、長崎県
	42	訪問販売、電話勧誘販売で、いわゆる「健康食品」について全部又は一部を消費した場合であってもクーリングオフの適用対象としてほしい。	島根県

	43	省令で定める交付する書面の基準（省令第5条第3項等）について、高齢者をはじめ誰もが読みやすくなるように書面に用いる文字及び数字の大きさを8ポイント以上から12ポイント以上に拡大してほしい。	埼玉県
	44	省令で定める禁止行為（省令第7条等）について、「消費者に生活上の不安を殊更にあおること等により、消費者を心理的に不安な状態に陥れて契約の締結を勧誘する行為」を追加してほしい。	埼玉県